

## 令和6年第3回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 令和6年9月25日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和6年9月25日（水） 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 令和6年9月25日（水） 午後2時00分
  
- ◎ 出席議員


1番	松井盛泰	6番	山田顕人
2番	花井泰子	7番	一之谷 駿
3番	笠松悦子	8番	野口久美子
4番	五十嵐捷爾	9番	木村 一
5番	吉田峰一	10番	谷口康之
  
- ◎ 会議録署名議員 4番 五十嵐捷爾 9番 木村 一
  
- ◎ 欠席議員 なし
  
- ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員


町	長	西山和夫									
副	町	長	大野 樹								
総	務	課	長	森永 茂							
生	活	福	祉	課	長	笠松さおり					
保	健	セ	ン	タ	ー	長	(笠松さおり)				
地	域	包	括	支	援	セ	ン	タ	ー	長	(笠松さおり)
農	業	水	産	振	興	課	長	南 一 貴			
商	工	林	業	振	興	課	長	南 和 敏			
政	策	調	整	課	長	三 原 知 明					
建	設	水	道	課	長	澤 田 浩 一					
教	育	課	長	堂 下 則 昭							
教	育	委	員	会	事	務	局	長	長 谷 川 将 之		
ス	ポ	ー	ツ	セ	ン	タ	ー	長	(長 谷 川 将 之)		
知	内	高	等	学	校	事	務	長	高 田 正 志		
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	長	(長 谷 川 将 之)		
代	表	監	査	委	員	木 村 和 義					
  
- ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名


議	会	事	務	局	長	上 野 真 吾
議	事	係	高 田 貴 明			

令和5年第3回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和5年9月25日(水)午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4番、五十嵐捷爾君、9番、木村 一君
第 2	委 員 会 報 告	議会運営委員会報告について
	第 1 号	(委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委 員 会 報 告	経済民生常任委員会所管事務調査報告について
	第 2 号	(委員長報告)
第 7		追跡質問
第 8		一般質問
第 9	議案第 1号	令和6年度知内町一般会計補正予算(第4号)について
第10	議案第 2号	令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
第11	議案第 3号	令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
第12	議案第 4号	令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
第13	議案第 5号	令和6年度知内町水道事業会計補正予算(第1号)について
第14	議案第 6号	知内町国民健康保険税条例の一部改正について
第15	議案第 7号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第16	議案第 8号	サンナス橋架替工事請負契約の変更について
第17	議案第 9号	新たに生じた土地の確認について
第18	議案第10号	字の区域の変更について
第19	報告第 1号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第20	報告第 2号	株式会社スリーエスの業務報告について
第21	報告第 3号	令和5年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について
第22	認定第 1号	令和5年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第23	認定第 2号	令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第24	認定第 3号	令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第25	認定第 4号	令和5年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第26	認定第 5号	令和5年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
第27	認定第 6号	令和5年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

		認定第1号から認定第6号までの6議案 一括決算審査特別委員会（付託質疑）
--	--	---

---

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長（谷口康之）

皆さんおはようございます。

令和6年第3回定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会は決算認定も予定されております。会期はいつもより長い日程となっておりますので、審議にご協力の程よろしくお願い致します。

まだ暑いものですから、どうぞ皆さん上着を脱いでも構いませんのでよろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和6年第3回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（谷口康之）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、五十嵐捷爾君及び9番、木村 一君を指名します。

---

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る9月18日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、笠松悦子君。

◎ 委 員 長（笠松悦子）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和6年第3回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和6年9月25日提出。知内町議会議長、谷口康之。

議会運営委員会報告書。

令和6年第3回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告致します。

令和6年9月25日提出。知内町議会運営委員会委員長、笠松悦子。知内町議会議長、谷口康之殿。

記、1、会議開催状況、開催日、9月18日。出席委員、笠松、吉田、山田、一之谷、木村。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、上野、高田。2、会期について、今定例会の会期は、9月25日（水）から10月1日（火）までの7日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、委員会報告3件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問2件、議案10件、報告3件、認定6件、意見書案1件、議長発議1件である。5、決算審査特別委員会の設置について、認定第1号から認定第6号までの6議案は、いずれも決算認定議案であるので、一括議題とし、提案者の説明を省略して議長及び監査委員を除いた全員による「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することとしたい。6、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上であります。

#### ◎ 議長（谷口康之）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

---

#### ● 会期の決定について

#### ◎ 議長（谷口康之）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から10月1日までの7日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月1日までの7日間に決定しました。

---

#### ● 議長の諸報告

#### ◎ 議長（谷口康之）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和6年第5回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管

理職員の出席状況については、既に印刷の上、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

---

## ● 町長の行政報告

### ◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

西山町長。

### ◎ 町 長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。令和6年知内町議会第3回定例会において行政報告をさせていただきます。

渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。

令和6年9月6日（金）に第2回定例会を開催されております。

報告第1号では、令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について原案通り承認をされております。

認定第1号については、令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について原案通り認定をされております。

議案第1号、令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）歳入歳出それぞれ2,767万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億9,205万7千円とするものであります。これも原案通り可決されております。以上であります。

### ◎ 議 長（谷口康之）

これで、行政報告を終わります。

---

## ● 委員会報告第2号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

### ◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第6、委員会報告第2号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、吉田峰一君。

### ◎ 委 員 長（吉田峰一）

委員会報告第2号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

令和6年度における経済民生常任委員会の所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年9月25日提出。知内町議会議長、谷口康之。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

令和6年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第7条の規定により報告します。

令和6年9月25日提出。知内町議会経済民生常任委員会委員長、吉田峰一。知内町議会議長、谷口康之殿。

記、1、調査年月日、令和6年8月29日（木）（1日間）。2、調査委員、吉田峰一、花井泰子、松井盛泰、笠松悦子、五十嵐捷爾、山田顕人、一之谷駿、野口久美子、木村一、谷口康之以上です。3、欠席委員、なし。4、説明員、大野副町長、南商工林業振興課長。5、事務局員、上野事務局長、高田議事係。6、調査事項、（1）健康保養センターこもれば温泉の運営状況と今後について。

7、調査意見、健康保養センターこもれば温泉は、町民の健康増進と福祉の向上並びに交流推進により地域の活性化を図ることを目的とした施設である。建設から28年が経過し、施設の老朽化も進んでいることから本施設の現状の把握と運営状況、今後について調査を行った。

当該施設は平成8年に開館された施設で男女各浴槽のほか、身が洗い用浴槽、リラクゼーションプールなどが備わっている。また、ボイラーの耐用年数が過ぎ、修理費が嵩むことから平成22年に温泉熱排熱回収ヒートポンプシステム導入工事を行い、令和2年に指定管理者の変更に伴い約8,000万円の内部改修工事を実施している。

利用者数は令和5年度実績で約4万7,000人となっており、昨年度と比較して増加傾向である。利用料金は大人350円、シニア（65歳以上）150円、小人100円と条例よりも低価格の料金設定としているが、運営収支差額は赤字であり、町が支援しながら運営となっていることから、今後は利用料金の改定や、町内の利用者増に向けた、割安な長期の回数券を発行し町外利用者との差別化を図るなど指定管理者と協議を進めるよう望むものである。

また、営業時間については、利便性を高めるため、夏場等の日の入りが遅い時期は営業時間を延長するなどの創意工夫に期待したい。

知内町公共施設長寿命化計画では令和7年から11年までの間に施設の大規模改修が計画されており、継続的にヒートポンプの定期点検など今後多額の費用がかかることが想定される。更には、ゼロカーボンシティ宣言をした町であることから、町の森林資源を有効活用したバイオマスボイラーの導入について検討するなど、今後の施設の方向性について協議を進めていただきたい。以上です。

#### ◎ 議長（谷口康之）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

---

#### ● 追跡質問

#### ◎ 議長（谷口康之）

次に日程第7、『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

---

## ● 一般質問

### ◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第8、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者により行います。

発言を許します。

8番、野口久美子君。

### ◎ 8 番 (野口久美子)

8番野口久美子です。

質問事項、しりうち認定こども園待機児童について。

8月31日北海道新聞に、待機児童に関する記事が掲載されていました。内容としては、こども家庭庁は8月30日希望しても認可保育園などに入れなかった待機児童が、4月1日時点で前年に比べ113人減の2,567人、道内では札幌・函館・旭川が0人、それ以外の市町村で計28人と発表されています。

今年度、知内町で待機児童が2人いる現状を把握しています。物価高騰は止まらず、生活は苦しい、働きたいが働けずでは不安になるばかりです。

知内町は出産、子育て、教育にとっても力を注いでいる中、残念と感じる町民がいる事は事実です。待機児童毎年0人を目指すための問題が喫緊の問題だと思うのですが、そのことに対しての解決策はあるのか町長の所見をお伺いします。

### ◎ 議 長 (谷口康之)

町長。

### ◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。しりうち認定こども園が開設され、今年で3年目になります。当町の年間出生数は、ここ数年14人前後で推移しております。以前より、産前産後休暇や育児休業を取得して働き続ける家庭や、お子さんが1歳になった頃から母親が働く家庭が増えてきております。それに伴って、認定こども園への入所を希望しますが、これまで園のご尽力により幸い待機児童がいない状況でありました。

今年度も、4月1日時点では待機児童がおりませんでした。今日時点で待機児童が0歳児において3人になっています。まだ年度の半分しか過ぎておりませんので、今後も入所を希望される家庭は出てくるだろうと予測をしております。

保護者の皆さまには、ご心配とご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げます。

今回、待機児童が出た要因として、全国的にも問題になっておりますが、当町においても保育士不足が要因であると把握しております。

その件に関しましては、しりうち認定こども園と町とで、待機児童解消に向けた協議を5月頃より数回にわたり重ねてきました。しかし、先程申しあげたとおり、道南地域においても保育士が不足しており、保育士業界においても少子化の影響や保育士を目指す学生が減っ

ている状況にあり、今すぐ待機児童の解消ができないというのが現状であります。

現在の認定こども園の職員配置は、園長1名、副園長1名、正職員6名、パート・非常勤4名、支援員1名となっておりますが、町は、町の職員5名の出向、支援員1名を配置支援して運営している実態となっていることから、町としても相当の支援をしている現状にあります。

今回の待機児童の件については、認定こども園だけの問題にはせず、町と認定こども園との協議の中で、待機児童解消のために、町からは様々な指導・支援をしてきました。現在、認定こども園においては、町内および近隣に住んでいる有資格者や認定こども園に来る実習生に声をかけており、園内で先生方の配置を調整できないか、早急に解消できるよう指導しております。

また、今年度設置しました福祉サービス等担い手対策連絡協議会には、しりうち認定こども園にも参画していただき、人材確保に向けた取組として、町の制度の活用や求人の方等について検討・情報交換を行っているところであります。

一日でも早く待機児童を解消できるよう、今後も認定こども園と協議をし、町としてできることを支援して参りたいと考えております。以上であります。

◎ 議 長（谷口康之）

野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

開園から3年で3名は多くないですか。こども園とは具体的にどのような提案をして、どのような解決策をとってきたのか教えて下さい。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

町も4月までは待機児童がいるという認識はありませんでしたので、それ以降待機児童がいる現状の中で5月以降再度協議を詰めてきたところです。それは当然保育士の確保、または園内で工夫しながら待機児童を受け入れられる体制がとれるか、またはいろいろ連携しながらやれること、問題があればいろいろ問題を解決しながら今後待機児童をゼロにするという受け入れを出来るように園としても検討して頂きたい。我々も出来る限りの支援は一緒にさせて頂きたいという協議を詰めてきたところであります。具体的にはいろいろ町からの提案として定年延長して頂きだとか町職員の出向延長、これは調節中であります。

そして副園長のフリーになっておりますので、それ配置変更して頂いたりだとか、また町内に有資格者、保育士の免許を持っている方が多数いるということでもありますので、その方方にかけて頂くという状況。そして保育士派遣会社の紹介ということでもあります。そして、町の担い手対策、答弁でもお話をさせて頂いたように協議会を発足しましたので、これに向けてその担い手を何とか一緒に解決しようという協議会と一緒に働きかける。そういう事を提案させて頂いております。

◎ 議 長（谷口康之）

野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

子ども基本法ってご存じでしょうか。令和5年4月から施行されたものです。



6つの基本理念があり、その中に全ての子どもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され保護される。権利が守られ、平等に教育を受けられる。そしてもう1つ、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。これこそがみんなが思い願うことではないでしょうか。町長から説明して頂いた保育士不足、全国の悩みだと思います。

そうであるなら、町として定年の見直しや現中学生、高校生に保育士資格の習得までの新しい奨学金制度をつくり、知内町で働いてもらい返還はらない等、新たな取組みが必要なのではないでしょうか。これからは人を育て、夢を持ってもらう、喜びを感じてもらう、そういう時が来ていると思うのですが、町長の所見をお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

自分が認定こども園と一緒に相手方の事業者と協議をして、最終的に公私連携の形でスタートさせました。その時の対応として小さな町でありますし、何としても待機児童だけは出さないようにということで強く指導してきた経過がございます。そして5月の待機児童がいるんだというお話を聞いた中で、今協議を進めている、先程のような町からも提案させて頂きながら協議を詰めてきたところでもあります。

議員仰るように、本当に今、国が押し詰めている誰でも保育というのがあります。今後2026年からそれを施行するという話で検討している状況にありますけれども、そうなった時の対応も含めて、これからというのは誰でも保育というか、生活環境、家庭で物価高騰様々な家庭の中で生活を何とか安定させたい。そして子ども達にも健やかに成長して頂く、それは自分でもし出来なければ支援を受けながら認定こども園という環境の中で、子ども子育て支援を頂きながら自分達の環境も維持しながら、そして子ども達の全体の家族というあり方を幸せに保つためにどうするかということになるんだろうと思います。

その第一歩として0歳児からある程度首がすわった段階から保育に預けながら仕事をされるという、そうした環境を整備するというのは我々の使命だと感じております。そういう思いで何とか待機児童を出さないようにということで工夫をしながら、やって頂きたい。もし町との連携の中で支援が必要という事になれば、それは当然支援をしていくということになるんだろう。そして、先程答弁でもお話をさせて頂いたように福祉協議会でも担い手対策、産業ではあるんですけど、その中に一緒になって保育士の対応にあたっていく、そして議員が仰られたように、これから制度的なもの5月以降に出たお話ですので、まだ制度的には町の考えは追いついておりませんが、これから保育士を募集するにあたってその後受け入れた後の対応、町の支援策どういうものがあるのか、それも含めてこれから検討する材料にはなってくるだろうと思います。

ただこれは時間がありません。今現在3人の待機児童おりますし、連絡はついていないけれども、申し込んでも諦めている、多分受け入れてもらえないだろうという、そういう待機者がその他に2名いるという状況もありますので、急がなければならない対応であります。これは今園と工夫をしながら今後更に詰めていく。ただ今現在1名が11月に1歳児が転出によって退園になる、そして1名受け入れ体制ができるそうです。あとは園の配置換えという事で町も提案してきたけれども、それによってまた1人追加で入所が可能だということに今現在では2名の受け入れが今後対応出来るだろうということになっております。制度的なもの

のについては保育士の支援という事で今後詰めていきたいと考えております。

◎ 議 長（谷口康之）

野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

ありがとうございます。

是非、前のめりで考えて頂ければと思います。終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

次に6番、山田顕人君。

◎ 6 番（山田顕人）

知内高校の給食導入について一般質問させていただきます。

知内高校は平成30年から全国募集を行っております。当初は少数ではありますが道外からも入学者が来てくれておりました。しかしながら、今年度の入学者は全体で40人と、1学年1学級の規模まで減少してしまいました。

1学年2学級を維持するために全国募集を開始したわけですが、少子化が進んでいる状況では、成果を上げるのは容易ではないと思われれます。

そこで知内高校の魅力度を上げるために、学生寮の整備も必要とは思いますが、町内の子供達や保護者の方々にも魅力を感じてもらうための一つとして、知内高校に給食導入を検討してはどうかと考えておりますが、教育長と町長の所見をお伺いします。

◎ 議 長（谷口康之）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

お答えいたします。答弁が町長と重複する部分が多くありますので、私からお答えさせていただきます。

知内高校は、二間口による教職員確保により現在の教育活動が確保されており、西南渡島の普通科基幹校として、近隣町からも多くの生徒が通学しております。今年度の新1年生は残念ながら41人を切る結果となってしまいましたが、この結果を重く受け止め、今年度は生徒募集にかかる活動の一層の強化を図っているところです。

具体的には、これまでの近隣市町への学校訪問や、本校へ入学実績のある道内の各中学校への訪問などに加え、今年度からは「地域みらい留学」というプラットフォームを活用し、全国へのオンラインによる学校説明会や、東京都・札幌市で対面での個別説明会や相談会を行っているところです。さらには、部活動の環境整備等、学校の魅力向上に向け、様々な取り組みを精力的に行っています。

知内中学校からの入学者は、生徒数の減少に伴って減ってきてはおりますが、割合的には概ね5割から6割の生徒が知内高校に進学している状況となっております、この5カ年はほぼ横ばいとなっています。今後は、この進学率を少なくとも維持する必要がありますので、町内小中学校の生徒や保護者にとって選択される学校を目指す必要があります。

知内高校における給食導入についてですが、2年前に行った校内アンケート調査では給食を希望する生徒は全体の僅か13%という結果でありました。ただ、これは生徒への調査でしたので、再度、保護者向けにアンケートを実施し、希望数を調査する必要はあるものと思っております。

昼食の供給体制を整備することは、通学している生徒の保護者にとっては負担軽減が図られるとともに、現在進めている地域みらい留学においても参加された保護者から要望として挙がっていることから、例え希望者が少数であっても体制整備は必要であると考えております。

現在は給食導入について町教委・高校・給食センターとで協議を重ねており、校内体制や衛生面など諸々の課題がございますので、導入可能かどうかを判断する検証事業として、年内に試食会を実施する予定でおります。

この試食会によって課題が見える化し、整理したうえで妥当性について判断していきたいと考えております。

◎ 議 長（谷口康之）

山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

今の答弁を聞いた限りでは、給食導入に前向きな方向性なのかなと理解しております。試食会開いてまたどうせ判断していくということではありますので、何とも言えない所はあるんですけども何点かお聞かせ願います。

地域みらい留学の参加者の保護者においても要望があり、そしてまた通学している生徒の保護者にとっても受け入れが図られるという事で、私も親として同感というか同じ考えであります。しかしながら2年前に行ったアンケートでは、給食を希望する生徒が13%に留まっているという、そういう結果が出てしまったということでもあります。

何故その少数にと留まったのかその辺りの要因がアンケートの結果を分析されてかどうかちょっと分からないんですけども、その辺りの内容をちょっとお知らせ願います。

◎ 議 長（谷口康之）

教育長

◎ 教 育 長（堂下則昭）

お答え致します。その13%の詳細についての分析はなされていませんが、それまでに町内或いは町外からのパンの販売等がコロナ前にはありました。ですから必要な生徒は前もって希望して申し込むか、或いは昼に買って食べていたと状況があります。そのもっと前になりますと弁当を予約して注文して販売しておりましたが、その件数が非常に少なくてそれを取りやめたという経緯があります。ですから、昼についてはこれまでもいろいろな形でもって子ども達へは提供していたんですが、金額的なものなのか或いは弁当の中身の問題なのか、それぞれあるかと思っておりますけれども、そのような形での経緯をしてきております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

私の方から、このアンケートで分析というお話でしたけれども、Q3現在の昼食についてということで弁当持参で103人おります。そして今全校の中で野球部は昼食、寮から出ますのでそれを考えた時にほぼ全てが弁当で対応しているんだろうなという思いしています。次の回答の中で給食が無いという複数回答でありますけれども、80名いる、この数字は大きいのかなと思っております。そういう意味では給食がもしあれば、または学校で食堂

があればという希望者もあるわけですから、それが給食できるよということになれば、それらも目を向けて頂ければ、80人以上にはなるのかなという思いしていますので、そこを重視しながら今後給食についてはどうするか、そのためにまず第一歩として10月以降から試験的にやってみる。ただ衛生的な受け入れ側の衛生的な課題、学校、義務教育ではありませんので、その辺の高校側の対応がどうして頂けるのか、また町で全部引き受けなければならないのか、これからまた試験の中で、いろいろ課題も見えて来るだろうと思いますので、それがもし完結してこれから保護者にもアンケートをとるということでもありますので、その状況を見ながら新年度予算を組むかどうか、ある程度議会の皆さんと相談しながら進めていければと考えております。

◎ 議 長 (谷口康之)

山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

生徒のアンケートだったと思うので、親が弁当を作る苦労というのは多分そこには入っていなかったかなと思いますし、給食になると好き嫌いが出てきますのでその辺自分の好きな物ばかり食べたいなというところあって、給食を拒否する生徒もいたのかなと想像できるんですけども、確かに好き嫌いがあるということも、やはり栄養計算されたりカロリー計算されているので、給食はやはり体力づくり、そういうものにも長けているんだろうなというふうに思っていますので、その辺り生徒達の希望も聞きながらちょっと改善して行って欲しいなというふうにも思うんですけども、次にですね、保護者向けのアンケートも実施するということですけども、保護者にしてみる先程も言ったように負担軽減になるということで、共働きの家族も多いんでね、当然尚更に制限させるんだろうと思っております。

ただ前にもこのようなアンケートがあったと思うんですよね。恐らく西山町長議員時代に一般質問ではないにても、何かで質問された時のことだと思うんですけども、その時代の親達にちょっと話を聞いたんですけども、その中でやはり意見としてね、お父さんの弁当も作っているので子どもの弁当作るのも大した変わらないんだよねというところも、それとうちの子は少食だから給食費そんなに払うのもったいないよねと言う方もいたようです。当然そうですね、スポーツやられている男子は多く食べるだろうし、そうでない女子のことかなと思うんですけども、その辺りはやっぱり少食なんだろうとそれで同じ給食費を払うんだったらということだったと思うんですけども、それも無償化にする事によってその辺りは解消できるんだろうというふうに思っております。ただ財源もありますので、今のところのもし導入するとなれば無償化にするのかしないのか、その辺りの考え方というのかなその辺り町長になると思いますけれども、答弁お願いします。

◎ 議 長 (谷口康之)

教育長。

◎ 教 育 長 (堂下則昭)

今のご質問にお答え致します。無償化にするかしないかという所までは今話し合いとしては至っていないという所が現状です。それで給食を導入するしないについてですけども、今議員が仰られた通り、高校生ですのでそれぞれの趣向があります。ですから、全員が給食をすることが妥当なのかどうなのかという所も1つあろうかと思えます。ですから希望制と言う事ももしかしたら出てくるのかもしれない。

一般的に高校で町の給食をしている所というのは、一間口の小さい学校です。ですから本校みたいに100名を超える所では、あまりケースが見られない、あともう1つは、それに伴う施設設備の問題もいろいろ出てくると思いますので、いろいろな形でアンケート、試食をとった結果、アンケートをとった上でその先のことを検討していくという必要があろうかと思えます。

そして重なった答えになりますけれども、先程話したようにみらい留学の子ども達が来た時に基本的には2食の形になろうかと思えますので、その辺の部分では何とかしてあげれば良いのかなというふうにも考えています。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

今、みらい留学というお話がでました。どうしてもやはり旅に出す親の気持ちになれば、安心して昼も、朝晩は確保されるけれども昼もというのが多分大方の意見になるのかなとおもっております。そういう意味では全部で160名おりますけれども全てそういう対応ができるかということになれば、段階的にどういうはしりをするかというのは、まず基本的には寮の生徒には給食を今まで通り続けて頂いて、それ以外の子ども達にどう対応できるか、そして場所の関連だとか、いろいろ先程申し上げた課題がありますので、それを整理した中でアンケートも含めてGOサインが出た時に、じゃあ単価はどうするんだ、当然なるわけですが、その中で500円が妥当なのか、またそれ以下、中学校までは400円位になっているのかな、単価ちょっと詳しい所は分かりませんが、その範囲の中で決まってくるんだろうと思っています。

あとはどれだけ町が支援するのか、100円下げるのか、200円下げるのか、無償にするのか、段階的な検討が多分必要になってくるだろうと思えますので、ただいづれにしても高校生ですので量は間違いなく食べるというのは間違いのないと思えますので、その辺をサポートしながら今後提供できるかっていうのは、いづれ議会の皆さんと相談しながらその辺は無償化にするか検討したいと思えます。

◎ 議 長 (谷口康之)

山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

私、教育委員やっている時がありました。その辺りの時にもちらっとこういう給食導入の形の話もでたんですけども、その時は私も食べる物はやっぱり保護者の責任でやるべきだということで、そういう話もしてたんですけども今時代も変わりましたね、それこそ魅力化を進めるにあたってやっぱり給食導入が必要なのかなというふうに思っています。

それと今寮の生徒の関係もそうなんでしょうけれども、寮の生徒程給食にした方が良いのかなというふうに思っています。なんでかという、寮の賄いをしている管理人って言えばいいのかな、その方が朝早く起きてご飯作って生徒出して、それから直ぐ昼の弁当の支度をして弁当届けるのかな。それから買い出しに行つて夕方、夜のご飯を作ると。いつ休んでいるんでしょうかね。そういうのもあるので、給食にするによって日中の期間が休める時間になるのかなと。

確かにこの前新聞にも載ってたけれども、涌元小学校を跡地利用で寮にするという話も出

てますし、こっちは男女兼用でやるという形になっていますので、2カ所で恐らく管理人さんが必要になってくるんだらうと、そういう時にやはり雇用の関係で募集するにあたっては給食をやることによって有利になっていくんじゃないかと思うんですけども、その辺りもう1度お願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

新聞報道で出ております。ただこれは議決事項になりますのでどうなるか分かりませんが、まずそういう方向になれば当然2カ所で朝食と夕食の準備というのは必要になってくるだらうと思っております。そして今まで寮の中で寮母さんには本当に苦勞掛けて、スリーエスの社長からもそういうお言葉を頂いております。休む暇が現実的にあるのかという、そういう所は今後もし移ったということになって、これからいろいろ課題整理していく段階でそれらも1つの課題にはなってくるだらうと思っております。その時にじゃあどうするか、じゃあ昼全て給食という考えの中で給食センターがそれを全部引き受けれる状況なのか、その辺も含めて今少数になっていますので、その辺も含めて給食センターの厨房が全て今の対応するためには手狭になってくるのか、またはちょっと改良が必要になってくるのかも含めながら、今後大きなまたいろいろ課題が出てくるだらうと思っておりますので、その辺は十分言われていますので頭に入れながら検討材料の一つになるということで認識をしております。それも含めてまた次に提案される、それが議決された場合にまたいろいろ考えていきたいと思っております。

◎ 議 長（谷口康之）

山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

設備の関係も当然ながら手狭になればキャパを広げなければならないのかというふうになると、やはり財政出動しなきゃならない、そうならないような形でプラス150人、160人くらいが増えるということで対応出来るのかなということも、私も疑問には思っていたんですけども、そこを何とか対応出来るような形で釜を買うだとか、備品を買うというその辺りは何とかなるのかなというふうに思いますけれども。

あと高校の方も今改修していますけれども給食導入になれば、配膳のエレベーターなんか必要になってくるんだらうなと思っておりますしね、その辺りはこれから協議するという事になると思いますが、何にしましても生徒と保護者に選んでもらえる高校とそこを目指すんだということでありますので魅力度を上げるには何をすれば良いのか、若しくは一間口、二間口を確保するために何をすれば良いのか、その辺りをよくよく検討しながら我々もそうなんですけれども、その辺りを踏まえながら進めていって欲しいなというふうに思います。一般質問終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

これで、一般質問を終わります。

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

西山町長。

## ◎ 町 長（西山和夫）

第3回定例会、上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和6年第3回知内町議会定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案10件、認定6件、報告3件であります。

議案第1号の令和6年度知内町一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ1億4,356万1千円を追加し、総額を60億3,026万4千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を総務費の財政調整基金積立金に3,618万6千円。公共施設等整備基金積立金に3,600万円を積立て教育費に知内高校学生寮整備工事実施設計業務委託料に1,500万円の追加が主なものであります。

議案第2号の令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ656万8千円を追加し、総額を5億9,675万2千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を基金積立金と国庫補助金等精算返還金を追加するものであります。

議案第3号の令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ150万7千円を追加し、総額を9,380万9千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を一般会計に繰出しするものであります。

議案第4号の令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ3,688万5千円を追加し、総額を5億6,205万1千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金及び基金繰入による国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計に繰出しするものであります。

議案第5号の令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出の営業費用から790万円を減額するもので補助事業不採択による事業見合わせ等により減額補正するものであります。

議案第6号の知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、マイナンバーカードと健康保険証を一体化して被保険者証を廃止する国民健康保険法が令和6年12月2日に施行されることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号の北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についても、国保条例同様マイナンバーカードと健康保険証が一体となることに伴い、規約の一部を変更するものであります。

議案第8号のサンナス橋架替工事請負契約の変更については設計変更に伴い、契約額を変更をする必要があるため議会の議決を求めるものであります。

議案第9号の新たに生じた土地の確認については、中の川漁港水産生産基盤整備工事による公有水面埋立地として新たに生じた土地を確認するものであります。

議案第10号の字の区域の変更については、議案第9号の新たに生じた土地の区域を字中ノ川361番地先とするものであります。

認定第1号から認定第4号までは令和5年度の知内町一般会計、知内町国民健康保険事業特別会計、知内町後期高齢者医療特別会計、知内町介護保険特別会計4会計の歳入歳出決算認定についてであります。

認定第5号及び第6号は、令和5年度知内町水道事業会計及び知内町下水道事業会計の剰

余金の処分及び決算認定についてであります。

報告第1号は、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

報告第2号は、株式会社スリーエスの業務報告について。

報告第3号は、令和5年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであります。

議案等の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

---

## ● 議案第1号 令和6年度知内町一般会計補正予算（第4号）について

### ◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第9、議案第1号、『令和6年度知内町一般会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

### ◎ 総務課長（森永 茂）

議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号、令和6年度知内町一般会計補正予算（第4号）について。

令和6年度知内町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,356万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,026万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出の方からご説明しますので、18ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、4目財政調整基金費に7,218万6千円を追加し、2億9,772万4千円とするものです。24節積立金で、財政調整基金積立金に3,618万6千円、公共施設等整備基金積立金に3,600万円を追加するものです。令和5年度一般会計の決算に伴い、繰越金が確定したことから、地方財政法の規定に基づきまして1/2以上を相当額を財政調整基金に、残りについては今後に見込まれる公共施設整備の為の財源として公共施設等整備基金に積立てるものです。

次のページです。2目環境対策費で補正額はありますが、当初予算で措置しておりましたV2Bシステム投入事業において脱炭素事業債の充当を予定しておりましたが、道補助金との併用が出来ないと判明したことから、ソーラーカーポート等導入事業においては過疎債に、環境配慮型車両導入事業においては、一般財源に財源の組換えを行うものです。

次のページです。11目自治振興費に130万円を追加し、3億8,308万3千円とするものです。12節委託料のテレビ共同受信施設調査・点検業務委託料から230万円を減額し、18節負担金補助及び交付金に知内町地上デジタル放送難視聴地域支援事業補助金と



して同額を追加するものです。詳細につきましては、後程説明資料の3ページをご参照願います。

また同じく18節負担金補助及び交付金で、知内町空家等除却支援事業補助金に予算の不足が見込まれることから、追加補正するものです。

次にページ飛びまして、34ページをお願いします。

9款1項1目消防費に、77万5千円を追加し、2億8,014万1千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合において、議会用タブレット端末購入のため負担金を追加するものです。

次のページです。2目災害対策費に93万5千円を追加し、1,519万8千円とするものです。12節委託料で小谷石地区土砂災害警戒区域等地域3Dモデル作成モデル業務委託料を追加補正するものですが、詳細について説明資料で説明しますので、説明資料の2ページをお開き願います。

土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域である小谷石地区において、UAV、ドローンによる写真測量を行い、地形3Dモデルデータを作成し、3河川（湯ノ沢川、中ノ沢川、上の沢川）の河岸や砂防堰堤急傾斜地の現況を可視化することにより、災害リスクの把握及び災害対策の検討に役立てることを目的とします。実際にはですね、下の地形の3Dモデルのイメージのように三次元空間に作られた立体的なモデルデータとして、平面的な二次元モデルとは違い、前後左右上下などの角度からでも、形状の確認が可能なデータを作成することにより、現況の可視化を図るものです。

議案に戻っていただきまして、43ページをお開き願います。

13款1項1目職員等給与費に400万円を追加し、7億4,426万4千円とするものです。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、今年度より会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することが可能となり、本町においても本年3月に条例改正を行ったところですが、当初予算への計上が間に合わなかったため、この度3節職員手当等に勤勉手当を追加補正するものです。

総務課関係は以上です。よろしくをお願いします。

## ◎ 議 長（谷口康之）

審議の途中ですが、ここで暫時休憩致します。

再開は、10時45分と致します。

（ 休憩 午前10時31分 ）

（ 再開 午前10時45分 ）

## ◎ 議 長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

次に生活福祉課長。

## ◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

それでは生活福祉関係の補正予算についてご説明致します。議案の21ページです。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費から、205万9千円を減額し、1億1,232万8千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で、北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する令和5年度市町村療養給付費負担金の額の確定に伴う減額。高齢者生活衛生環境改善事業補助金に予算の不足が見込まれることから、2件分の予算を追加するものです。

次に議案22ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に950万2千円を追加し、2億291万6千円とするものです。

3節職員手当等及び4節共済費に会計年度任用職員である子ども発達支援事業保育士の手当及び保険料をそれぞれ追加、22節償還金利子及び割引料に障害児入所給付費負担金、障害者医療費負担金、障害者自立支援給付費負担金における令和5年度実績額の確定に伴い返還金としてそれぞれ追加するものです。

次に議案23ページです。5目介護保険費に21万円を追加し、9,188万円とするものです。22節償還金利子及び割引料に介護保険低所得者保険料軽減負担金国庫及び道費における令和5年度実績額の確定に伴い、返還金としてそれぞれ追加するものです。

次に議案24ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に146万2千円を追加し、2,100万5千円とするものです。12節委託料に今年度策定年であります、子ども子育て支援事業計画の改定業務委託料として追加補正。22節償還金利子及び割引料に出産子育て応援交付金の令和5年度実績額の確定に伴い、返還金を追加するものです。

次に議案25ページです。2目児童措置費に148万1千円を追加し、1億3,250万2千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に子どものための教育保育給付費及び子ども子育て支援交付金の令和5年度実績額の確定に伴い返還金としてそれぞれ追加するものです。

次に議案の26ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、4目診療所費に158万2千円を追加し、642万3千円とするものです。10節需用費に令和6年度の新型コロナウイルスワクチンを湯ノ里診療所で接種するためのワクチン購入費として追加、12節委託料に湯ノ里診療所におけるオンライン資格確認機器カードリーダーの補修委託料を追加するものです。

次に27ページです。2項清掃費、1目清掃費から143万5千円を減額し、1億6,148万6千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で令和5年度実績による渡島西部広域事務組合負担金の変更に伴う減額によるものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

## ◎ 議 長 (谷口康之)

次に農業水産振興課長。

## ◎ 農業水産振興課長 (南 一貴)

議案の28ページ目をお開き下さい。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に1,444万7千円を追加し、1億3,278万5千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金に追加するものでございまして、内訳としまして、まず稲作振興会活動助成金として10万円を追加するものですが、これは例年11月23日に宮中で行われております新嘗祭の開催におきまして、これにおいて例年10月下旬に皇居内で開催されます、新嘗祭献穀献納式に献穀者としてこの度稲作振興会の南会長が選出されましたことから、当町農業を担うものの榮譽に対し、献穀献納にかかる費用の一部を助成するため追加するものでございます。

続いて新規就農者育成総合対策助成金(経営開始資金)としまして、25万円を追加するものですが、これは現在地域おこし協力隊であるものが来年2月から新規就農を予定しております、新規就農に対する支援金として月額12万5千円の給付を予定していることから

追加するものでございます。詳細につきましては、説明資料、農業水産振興課関係の8ページを後程ご参照願います。

続いて新規就農者確保緊急対策（初期投資促進事業）助成金として500万円を追加するものですが、これは先程説明しました新規就農者が経営開始において機械や施設導入にかかる経費の一部を支援するものとなっております。説明資料の7ページ目をご覧ください。

先程説明しました通り、新規就農者ですね初期通しにかかる一部を助成するものとなっております、まず1点目、事業概要でございますが、こちらにつきましては国の制度でございます、国や北海道は農業への人材一層呼び込みを定着とするため、新規就農される者に対し、機械、施設導入にかかる経費の一部を支援する制度でございます。ここ数年町内においても新規就農者を志し研修を開始される方や新たに経営を開始する方が増加していることから、経営開始時の負担を一層軽減することを目的に初期投資の一部を国制度で設けておりますが、更に上乘せする形で町が一部独自で支援するものとなっております。

2番目、支援内容ですがこの度の対象者におかれましては、来年の2月1日から経営開始予定となっております。それですね、こちらの対象としましては①独立・自営就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者、また②ですが令和6年度に新規就農し、独立自営就農を予定しております。助成対象の内容については機械施設導入、また機械等のリース料が対象となります。支援額でございますが、国と道の制度においては補助上限額が500万円となっております、その内訳といたしまして補助率が国1/2、また道が1/4となっております。国と道においてはそれぞれ上限額が設けられております。また町の単独支援としましては、上記補助上限額の500万円を超えた部分を自己負担分の相当分の一部を町として上乘せ助成としておりまして補助上限額が125万円となっております。あと事業費ですね、財源内訳についてはご覧の通りとなっておりますのでよろしくお願います。

続きまして、議案の方に戻らせて頂きます。議案の28ページ目をご覧ください。畑地化促進事業補助金（土地改良区決済金等支援）として219万7千円を追加するものでございます。これは、令和6年度土地改良区の地区内の土地において水田を畑地化する際に生じる地区除外決済金や畑地化協力金等の費用相当分を支援するものでございます。詳細につきましては説明資料の農業水産振興課関係の9ページを後程ご参照願います。

続きまして新規参入者ビニールハウスリース事業補助金としまして、690万円を追加するものでございます。これはこの度の新規就農予定者においては、トマトの作付け生産を予定しておりまして、初期投資を抑えるために新函館農業協同組合がビニールハウスをリース方式により貸出するための事業にあたって、北海道の地域づくり総合交付金の採択となる見込みであることから、交付金相当分を追加するものでございます。詳細については後程説明資料、農業水産振興課関係の6ページをご参照願います。

次に議案の31ページをご覧ください。3項水産業費、2目水産振興費に1,140万3千円を追加し、5,670万8千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に新技術強化型係留環設置事業助成金として追加するもので、養殖施設の綱を繋ぐ係留間を太くして機能向上をはかる事業で北海道の地域づくり総合交付金の採択見込みでありますので、この度ですね、追加するものでございます。財源内訳につきましては道費710万円、町費として農林漁業振興基金から430万3千円を追加する予定となっております。詳細につきましては説明資料の10ページ目を後程ご参照願います。

以上で農業水産振興課関係の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

次に商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

議案29ページをお開き下さい。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費に33万円を追加し、3,951万8千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金にハンター取得資格等助成金として、今後新たにハンター資格取得者が見込まれることから1名の助成金を追加するものです、

次に30ページ、4目水源林造成事業費に257万9千円を追加し、266万7千円とするものです。これは12節委託料に水源林造成事業として実施する保育間伐林道整備の経費を追加するもので、詳細につきましては、資料12ページを後程ご参照願ひします。

次に32ページ、1項商工費、5目物産館管理費に45万1千円を追加し、1,701万8千円とするものです。これは10節需要費にさわやかトイレ修繕費として、トイレ加圧給水ポンプ基盤故障に伴い、修繕費に不足が生じることから追加するものです。

以上で商工林業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

続きまして、建設水道課関係の補正予算についてご説明致します。

議案の33ページをお開き願ひします。

8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に178万6千円を追加し、1億3,643万9千円とするものであります。内容と致しましては18節負担金補助及び交付金に合併処理浄化槽維持管理費補助金として178万6千円を追加するもので、詳細につきましては説明資料でご説明いたしますので、説明資料の13ページをお開き願ひします。

知内町合併処理浄化槽維持管理費補助金制度でございますが、以前に下水道使用料改定の際にご説明させて頂いておりました、下水道料金と浄化槽維持費との差額に対する補助金制度となります。法定点検であります水質検査手数料を補助することにより、浄化槽管理者のご負担を抑え、合併処理浄化槽を適正に維持管理をして頂くことを目的としております。

補助金交付対象者は、町内に合併処理浄化槽を設置している住宅または店舗・事務所等で浄化槽管理者であること。公益社団法人北海道浄化槽協会函館検査事務所の水質検査において、不適正ではないこと。不適正の場合には改善計画書を提出すること。下水道区域の農業集落排水区域外に設置された合併処理浄化槽であることが条件となります。

補助金交付対象外の要件ですとか、人槽別法定検査料等につきましては記載の通りとなりますので、後程ご参照願ひします。また、補助対象予定基数でございますが210基程度を見込んでおります。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

次に教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

続きまして、教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。

36ページをお開き下さい。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に1,845万円を追加し、1億1,546万2千円とするものです。内容は、3節職員手当、4節共済費に涌元小学校事務サポート職員にかかる勤勉手当、保険料をそれぞれ追加するものと、また7節報償費では、知内高校吹奏楽指導外部講師謝金に90万円の追加です。これは知内高校の魅力化授業として吹奏楽部へ月1回程度著名な音楽家の方に来て頂いて、生徒への指導を行うものです。依頼する方は、東京の大学等で指揮者等をしておられる音楽家の方を予定しております。

次に12節の委託料に各学校ネットワークアセスメント業務委託と、同じく12節の知内高校学生寮整備工事実施設計業務委託料につきましては、説明資料の方でご説明いたしますので、説明資料の16ページから18ページをお開き願います。まず16ページですが、各学校ネットワークアセスメント業務です。この事業はこれからの1人1台端末による教育活動におきまして、デジタルコンテンツやインターネット学習等スムーズに行えることができるよう校内のネットワークの状況を調査するものです。実施する学校は知内小学校、知内中学校、知内高校です。財源内訳は国補助が1/3適用となっております。

次に17ページ、18ページです。知内高校の学生寮整備の実実施設計委託料ですが、知内高校の更なる魅力化に向けた施設整備ということについてです。この事業の概要ですが知内高校の二間口維持のため全国募集に伴う生徒の新たな学生寮の確保、また知内高校野球部の魅力ある施設整備を図るために今年度末をもって閉校する涌元小学校を野球部等の寮に改修するものです。また同時に現在野球部の寮として活用している青少年交流センター、こちらを全国募集生徒向けの寮へ改修致します。男女共用の施設となるため内部で分離する改修、また女生徒のおきましては個人を認証できるようなシステム等を導入してセキュリティ対策を強化する予定です。

スケジュールですが、今回補正計上する実施設計を今年度に完了いたしまして、令和7年度に工事を開始し涌元小学校は2月頃までに完了、青少年交流センターの方は3年生が退寮する2月頃から工事を開始して年度内に完了を予定しております。どちらも令和8年4月から供用が開始できる計画としております。

概算事業費につきましては、涌元小学校がおおよそ6億円、青少年交流センターがおおよそ2千万円で財源は過疎債としております。

18ページの方にイメージの図を載せておりますが、2階の8つの教室を2つに区切り4人部屋で16室とします。室内の寝室の部分は個人ブースとなるようプライバシーに配慮した作りを検討しております。また1階部分は食堂や厨房、浴室、また管理人室等を設置する予定です。その他体育館は人口芝を敷いた屋内練習場に、プールはピッチングブルペンにと改修する予定でおります。

議案の方に戻りまして37ページです。2項小学校費、1目学校管理費に289万7千円を追加して9,126万2千円とするものです。内容は3節職員手当、4節共済費に特別支援教育支援員の勤勉手当と保険料をそれぞれ追加するものです。

次に38ページです。3項中学校費、1目学校管理費に32万3千円を追加し、6,592万7千円とするものです。小学校費と同様の特別支援教育支援員の勤勉手当と保険料になります。

次に39ページです。4項高等学校費、1目学校管理費に10万4千円を追加し、6億2,

022万7千円とするものです。視察研修随行のための職員旅費の追加です。

次に40ページです。5項社会教育費、2目公民館費に12万円を追加し、5,123万5千円とするものです。今年度整備する公民館図書館管理システムの登録作業員の保険料です。

次に41ページです。5項社会教育費、4目青少年交流センター管理費に20万円を追加し、5,536万円とするものです。今年度青少年交流センター横に設置するムービングハウスの基礎工事等の積算業務委託料となります。

次に42ページです。6項保健体育費、1目保健体育費に53万2千円を追加し、7,353万6千円とするものです。内容は12節委託料にスポーツセンター管理業務委託料の追加と17節備品購入費にスポーツ少年団備品購入費として40万円の追加です。スポーツ少年団備品は日暮れの早くなる今時期においても屋外で練習できるように投光器の購入を予定しております。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。よろしくお願ひします。

#### ◎ 議 長 (谷口康之)

副町長。

#### ◎ 副 町長

ちょっと私から補足をさせて頂きたいと思います。今、教育委員会の方から涌元小学校の改修の関係で説明を致しましたけれども、資料の17ページをご覧くださいませでしょうか。

知内高校の二間口維持に向けた新たな寮の整備の所です。方針として涌元小学校を野球部等の寮及び体育館ということの改修という事で説明おりますけれども、その等というのはですね、町民利用、合宿利用もできるということでご理解を頂きたいというのが、まず1点であります。

もう1つは概算事業費で過疎債6億円という事にしておりますけれども、今いろいろな国の補助なり道の補助を精査しておりますので、まだ確定ではございません。それからこれについても今後事業を実施するにあたってですね、検討した中で整理をしていきたいということでもありますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

#### ◎ 議 長 (谷口康之)

それでは歳入及び地方債等の説明をお願い致します。総務課長。

#### ◎ 総務課長 (森永 茂)

それでは、歳入についてご説明しますので、7ページをお開き願ひします。

10款1項1目地方交付税に2,647万6千円を追加し、19億9,094万4千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

次のページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目教育費国庫補助金に75万円を追加し、895万6千円とするものです。13節公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金で、歳出で説明しました各学校ネットワークアセスメント業務委託に対応して追加補正するものです。

次にページです。15款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に2,019万7千円を追加し、1億6,743万8千円とするものです。1節農業費道補助金で歳出で説明しました新規参入者ビニールハウスリース事業、新規就農者確保緊急対策(初期投資促進事業)等に対応した追加、3節水産業費道補助金で歳出で説明しました地域づくり総合

交付金事業の新技术強化型係留環設置事業に対応して追加するものです。

次のページです。4目教育費道補助金から2, 245万円を減額し、5, 399万4千円とするものです。3節地域づくり総合交付金の青少年交流センター生活環境整備事業については、当初道補助金と過疎債半額ずつ財源充当しておりましたが、地域づくり総合交付金の補助率が記載充当残額の1/2となり、一般財源負担が増となることが分かったことから財源の全額を過疎債に組換えし、実質的な一般財源の負担の軽減を図るものです。

次のページです。18款繰入金、1項1目特別会計繰入金に498万6千円を追加し、498万9千円とするものです。2節介護保険特別会計繰入金と3節後期高齢者医療特別会計繰入金で、令和5年度決算により、それぞれ一般会計に繰入するものです。

次のページです。2項基金繰入金、1目積立繰入金から1, 469万7千円を減額し、4億5, 893万8千円とするものです。3節農林漁業振興基金繰入金、歳出で説明しました新技术強化型係留環設置事業に対応して追加。4節公共施設等整備基金繰入金で当初予算措置しております中央公民館空調設備設置工事の財源を過疎債に組み替えることから減額するものです。次のページです。19款1項1目繰越金に7, 218万6千円を追加し、1億5, 218万6千円とするものです。これは先程歳出で説明した繰越金確定により追加するものです。

次のページです。20款諸収入、5項1目雑入に721万3千円を追加し、7, 015万5千円とするものです。1節雑入で渡島西部広域事務組合剰余還付金として463万4千円を追加。また3節水源林造成事業収入で歳出で説明した水源林造成事業に対応して追加するものです。

次のページです。21款1項町債、2目土木債で補正額はありませんが、町道元町中の川線道路改良工事業について、8節過疎対策事業債から1節道路橋梁債に財源を組換えするものです。

次のページです。3目教育債に5, 650円を追加し、6億1, 320万円とするものです。1節教育施設整備事業債で、歳出で説明した知内高校学生寮整備工事に対応して追加、中央公民館空調設置工事で公共施設等整備基金繰入金からの財源組換え、青少年交流センター生活環境整備事業で同補助金からの財源組換えに対応して追加するものです。

次のページです。8目総務債から760万円を減額し、2億1, 150万円とするものです。これは先程歳出で説明したV2Bシステム導入事業の財源組換えで2節脱炭素事業債2, 610万円を減額し、3節過疎対策事業債にソーラーカーポート等導入事業分を1, 660万円を追加するものです。

ページ戻りまして、6ページお開き願います。第2表、地方債の補正です。変更となりますが道路橋梁債の限度額を3, 340万円から3, 690万円に、教育施設整備事業債の限度額を5億6, 670万円から6億1, 320万円に、脱炭素推進事業債の限度額を2, 610万円から0円に、過疎対策事業債の限度額を1億7, 650万円から1億9, 150万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

## ◎ 議 長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

2 款総務費。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、3 款民生費。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、4 款衛生費。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、6 款農林水産業費。

9 番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

9 番、木村です。議案書の 28 ページ。負担金補助及び交付金の方で、稲作振興会活動助成金ってこれ、皇居さ献上する米の話だべ。その旅費を活動助成金として、稲作振興会さ直接助成をする話。

農協はどうしたの。その辺。

◎ 議長 (谷口康之)

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長 (南 一貴)

ご説明致します。この度のですね、今回稲作振興会活動助成金の内容についてなんですけれども、先程も申し上げましたが、今回稲作振興会の会長が今回この献穀者として選出されました。10 月下旬に新嘗祭献穀献納式というのが皇居内で開催されまして、これに参加するにあたる費用っていうのが自己負担となっております。その相当分というのが宿泊費、交通費、また献納にかかるですね、備品等の購入にそれ相当の予算がかかるということで今回ホクレンさん、新函館農協さん、そして町としてですね、かかる費用の一部を助成するというので今回補正予算ということで提案させて頂きました。

◎ 議長 (谷口康之)

9 番、木村君。

◎ 9 番 (木村 一)

9 番、木村です。ホクレンさんと農協さんも旅費だとか、これは全てほんとは個人負担だども、名誉なことだから町とホクレンさんと農協さんで負担割合どういうふうになつたら。

◎ 議長 (谷口康之)

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長 (南 一貴)

町の方として、今回献穀献納にかかる部分ということで話もさせて頂きましたが、説明ちょっと漏れていた部分がありまして、先日 9 月の 12 日に今回この稲作振興会の会長さんの圃場において抜穂祭も行っております。その上でかかる部分それらを含めてですね、ホクレンさんと新函館農協と知内町で総体予算として 35 万円位かかるということで、それをですね 1/3 位ずつ支援しようということで、こちらですね、助成する内容となっております。

◎ 議長 (谷口康之)



1番、松井君。

◎ 1 番 (松井盛泰)

ちょっと関連でお尋ねしますが、今の説明の中ではこの経費がホクレンと農協と町で3社で負担をするという、ただ天皇陛下に新嘗祭に献上する米でしょ。これを作っているこの町の中で誰が知ってる、これ。誰も知らない。凄くめでたい事ですからということで、町で10万円補助をする。何故これ宮内庁から出ないの。一般の庶民から献上米取って天皇陛下飯食うの。そうでないでしょ、国から経費見るのが本当でないの。違うかい。

◎ 議長 (谷口康之)

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長 (南 一貴)

今回ですね、宮内庁の諸店長からの通達というのもありまして、それで示されている内容に基づいて対応する部分で、これら献穀献納にかかる全ての費用については献穀者側の負担となるということで、そういう事情ですね。

◎ 議長 (谷口康之)

1番、松井君。

◎ 1 番 (松井盛泰)

今の時代にね、鎖国時代でない、あんた。やって欲しい所経費持つのは当たり前。昔のさ、将軍時代みたいに将軍に献上するからおめでとうございますって、そういう時代じゃないですよ。もう少しこのやる時に地元担当者に強く言った方が良くと思いますよ。

何か答弁あったら言って下さい。

◎ 議長 (谷口康之)

町長。

◎ 町長 (西山和夫)

新嘗祭ということで、これは国を挙げての儀式ということになってます。献穀をするそのための過程の中で旅費だとか発生するものが35万円あると、それを案分した中で14万円11万円、10万円という形でそれぞれが負担をすると、国が本当は出すべきものなのかっていうのは私は分かりません。ただ町としてそういう流れの中で献穀者が全て費用を負うということ。抜穂祭という儀式もありますし、その前の儀式もあるんですけども、最終的には抜穂祭の儀式の中で今回献穀米を取り上げて献上するという格好になるので、その負担を個人に負担させるというよりも3者合同でその費用を見ましょうという結果になったわけですから、国が出すか、それぞれの関係者が出すかという議論はわかりませんが、とにかく今は全道で2カ所だそうですので、献穀米をかかえるというのは。そういう意味でそれぞれこれまで慣例でやってきたような流れの中で町も負担するという事になってますので、それはなかなか国がどうのこうのという話にはならないかと思います。

◎ 議長 (谷口康之)

1番、松井君。

◎ 1 番 (松井盛泰)

鶏が先か卵が先かという論法にはしたくありません。昔は確かにそういうことでその部落が将軍系の来ればめでたい事だなという事で、喜ばしい事だったかもしれない。今の全道2カ所で1カ所ここでなっているよと、言ったら町民みんなに広報で知らしめたらいいで

しょ。みんなで喜ばばいいでしょ。その中で経費これくらいかかるから町で負担してあげても良いですよとなったら、誰も文句は言わない。誰も知らない、やってるの。今やったからこの人だけがめでたい事ではないんですよ。町全体がめでたい事なんですよ。

それとこれから政治的にこういう制度はやめましょう。やるんだったら国の経費でやりなさいって、なんで町がお金持たないばないの。ましてや農協だとかホクレンが何故持たなきゃないの。そういう時代じゃない。考え直して頂きたい。答弁いりません。

◎ 議 長 (谷口康之)

副町長。

◎ 副 町 長 (大野 樹)

経費の関係はいろいろ考え方があるのかなと思いますけれども、町の町民への周知についてはですね、10月の広報で出来ているんですけども、10月の中旬に周知するというところに10月で出ますので是非写真を見て頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (谷口康之)

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

花井です。1点だけ確認させて頂きたいんですが、新規就農者のところなんですが、この方は例えば農作物、ニラとかって物を限定させているのか、それとも一般の農作物を作りたいという方が今回そういう形になったのかをお知らせ頂きたいと思います。

◎ 議 長 (谷口康之)

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長 (南 一貴)

ご説明致します。この度ですね、地域おこし協力隊でおられる者が新規就農予定しております。まして、作目としましてはトマトの作付け、生産を予定しております。現時点では。トマトの生産で就農予定でございます。

◎ 2 番 (花井泰子)

分かりました。

◎ 議 長 (谷口康之)

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

議案書の29ページです。ハンター資格取得の助成金の関係で33万円みております。今回33万円で何名の方が資格取得の対象になっているのかお教え願ひします。

◎ 議 長 (谷口康之)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

ご説明します。この度1名を対象に補正させて頂いております。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

新規で資格を取得された方、言わば新人ハンターなんですけれども3年間箱罟を仕掛けられないというような話を伺っているんですけども、これって町の方で決めている、それとも

猟友会の方で決めている、どちらなんですか。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ヒグマの箱罾の話だと思うんですけども、ヒグマの部分については危険が伴うので町というか猟友会と一緒にお互い話をしながら3年間罾の方を、かけれないというかそういう運用の方をしております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

危険だという事で3年間箱罾を置かないということですね。置かせられないということですね。4年間だったら安全なのかって話なんですけどね。そうではないと思うんですよ。

だから本来でいけば、1年目からやはりベテランのハンターさんと一緒に指導しながら、いろんな事を教わりながら、子グマがかかっていたら親がすぐそばにいるだとか、そういうノウハウもあると思うんです。その辺をちゃんと伝授しながら1年目からやったって4年目からやったって同じじゃないですか。その辺り変更していった方が良いのかなと思うんですけど如何ですか。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。議員の仰る通りです。1年目だろうが4年目だろうが経験してなければ、危険が伴う部分です。ただちょっと町としても1年目からすぐかけるとなると、銃の免許だけなので罾の経験がありませんので、そちらは経験積んで頂くという事で猟友会と話しながら、研修会なり。

今、渡島の中でハンターの担い手不足の部分も懸念されておりました。渡島全体で担い手づくりの部分の研修会を開くということで動きだしていますので、もしそちらの方の講習を受けて頂きながら、3年を目途に罾の方を実施をして頂こうと今町の方では動いていますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

研修会を受けながらというのも分かるんですけども、やっぱり現地でねベテランさんに習った方が絶対早いと思うんでしょうね。危険な事も分かるだろうし。その辺りをヒグマの駆除をこれから多分どんどん出てくる時期になるんだろうと思いますけども、その辺りを対処するためには早めに新人ハンターさんも1人前になってもらわなきゃならないんだろうというふうに思いますので、その辺りをしっかり指導しながらやっていってほしいなというふうに思います。以上です。答弁ありません。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

関連でお尋ねしますけれども、私、猟友会を辞めてから今年で4年経ちます。中身随分変わりましたね。どうしてその3年間なら駄目と決まったの。3年経とうが5年経とうが、その専門のベテランに就いて要領がきちんと分かれば、使っても良いんですよ。少しそれまで言うんだったら町の方で、これだけ33万円の補助金出してやるんだったらきちんと要綱を作れば良いでしょ。何年間はベテランに就かなきゃ駄目だよ、箱罟やったら駄目だとか、ハーフも何年やったら駄目だとか、今からやったら駄目だとか、危険を防止するためのいろいろな要件があるでしょ。そういう要綱をきちんと作って把握させればいいの。それでなかったら同じ問題って何年経ったって出て来るよ。答弁あったらお聞かせ下さい。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。以前にクマの捕獲資格についてはライフル銃を持った方のみ、北海道の方で許可を出しておりました。今権限移譲で知内町の方に許可を出すことが出来るんですけども、昔、散弾銃10年持ったあとにライフル銃ということになっていったんですけども、今実施体になるとその分免除されるとか、年数ちょっと忘れたんですけども今ハーフライフルという物がありますので、そちらを使用するとクマの方も仕留めれるということで出来てますので、一応猟友会と話をしながら1年目になると危険を伴うので、3年間を目途にということで要綱の方を町の方と整備しておりますので、その辺ご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

ちょっと、課長勉強不足だ。私は散弾銃より持ってなかったけれども、クマの許可書ちゃんと頂きましたよ。何十年もずっと頂きましたよ。もう少し中身勉強してからきちんと把握した方が良いですよ。答弁ありません。以上。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

7款商工費です。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

次8款土木費質疑ございませんか。

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

確認をさせていただきます。今回、合併浄化槽の管理費補助金でましたけれども、これは以前に町長が言ってました下水道と合併浄化槽との差額がいろいろ問題になっていると、これの問題解消のためにこの補助金を出すという事ですか。

そういうことで、これはずっと何年頃まで続けるんですか。今後ずっと続けるという意味ですか。その辺どうですか。

◎ 議 長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。今議員仰った通り、下水道料金と浄化槽の維持費の差額について補助するものでありまして、実際現在で約1万4千円程差がついております。その分の補填と致しまして例えば1番使用基数が多い5人槽、7人槽ですと、大体年間8千円位かかりますので、その分を補助しようと思っております。年数につきましては、どっかのタイミングで逆転するとなくなるとは思いますけれども、今のところは浄化槽管理費の方が高価でありますので、そのうちは出し続けようかなと思っております。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6番（山田顕人）

同じ合併浄化槽のことなんですけども、説明資料の13ページですね。この合併処理浄化槽維持管理助成金制度ということで、目的のところは水質検査手数料を補助するということではあるんですけども、これ保守点検とか清掃費の方には回すことは出来るの、出来ないの。その辺りお教え願います。

◎ 議長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。浄化槽の年間管理維持費としましては、先程説明致しました法定点検料や保守点検料、汚泥処理費、清掃費、電気料金等がかかってくるんですけども、今回はまず手始めと致しまして、年間1回点検しないといけない11条点検というものの8千円を補助しようと考えております。

この料金なんですけども、毎年浄化槽協会の方で12月から1月にかけて点検を行います。その結果を町の方に知らせて頂きまして、先程説明致しました適正であること、不適正の場合では改善計画を出して頂いた方に町から直接浄化槽協会の方に支払うように考えております。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6番（山田顕人）

その浄化槽協会というものがどういうものかちょっと分からないですけども、この浄化槽付けている方、それぞれ皆さん保守点検、水質調査とかやられてるのかな、やられてないのか、全部閉めてるのか、その辺ちょっとお伺いします。

◎ 議長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。先程210件程予定していると言いましたけれども、大体毎年10件位は法定点検受けていない方がいらっしゃる。その方もこの補助をすることによって受けて頂いて水質改善に繋がるかなという思いもございまして、補助制度を設けさせて頂きました。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

手始めにという事でもあったんですけども、ただ水質調査に助成をするのであれば、水質調査をするかしないか、分からない所に助成するのもどうなのっていう気もするんですよね。どっちかというところ保守点検、清掃の方に助成してあげると浄化槽ですから雑排水が家の方から浄化槽に1回集まってそれで排水する、それがやがて川に流れて海に流れていく。そういう形になると思うんですよね。清掃をきちんとしてれば、それほど環境には影響ないんだろうというふうに思うんですよね。逆に水質調査の方じゃなくて合併槽の清掃の方に助成した方が良いのかなと思うんですけども、どうですか。

◎ 議 長 (谷口康之)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。この水質検査の中にはブローモーターとか、あとは中にいろんな部品があるんですけども、そこら辺が壊れているかどうかは勿論確認しています。総体的に数字的に分かりますのが水質を見てBOD20以下というのが基準になっているんですけども、それが以下であれば適正に機能しているという事になりますので、そういう意味で水質検査という名前になっております。以上です。

◎ 6 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

次9款消防費質疑ございませんか。

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

議案書の35ページ、説明資料の2ページですね。小谷石地区の土砂災害警戒地域地形3Dモデル作成業務ということで、災害リスクの把握及び災害の対策の検討に役立つということではありますけれども、災害警戒区域って他の地区にもあると思うんですよね。その辺り今後の展開としてどうなっていくのか、ちょっとお知らせ願います。

◎ 議 長 (谷口康之)

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。この度ですね、今回業務委託ということで業者さんの方から実はこういうことが出来ますよということで、3Dモデル、模型ですね。出来ますよという説明がありました。打合せしていく中に模型ってあくまでこういう小さい物でも結構高みになるという事で、3Dモデルであれば360度回転させながら。上から下からと色々な所が確認できる。ちょっとですね、補正を急いだのは秋にこれを撮影すると、今葉っぱが生い茂った木の状態でと細部までやっぱり見えないという事で、この秋に何とか撮影してやりたいということで、まずはやはり過去に災害の起きた小谷石地区をやって、ちょっとどういう物ができるかっていう部分も勿論ありますし、他の区域に関して一遍にというよりは、この状況を見て良

い物であれば当然次の補正になるのか、新年度予算というのか、そういう事も考えていきたいと思います。

またこれ以外の災害の警戒区域の場所とか違う場所にも使っていけるのかどうなのか、まずこれをやってみたいというところがございます。

それとですね、この部分でこれがよければ、今年度のこの業務がこの現時点を表したもので、お金を何処までかけるかって話は当然なりますが、何年か後にやっぱりまたやってみて状況が変わっているのか変わっていないのか、やはりどうしても自分達の手で山の上を見ても分からない部分ってあるので、そういう事も検討していければ良いかなと考えております。以上です。

◎ 6 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは10款教育費質疑ございませんか。

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

議案書の36ページです。説明資料の17ページですね。知内高校の更なる魅力化に向けた施設整備についてということで、概要の所に少子化進行により入学生が減少傾向、二間口維持のため全国募集の積極的な展開という言葉が書かれております。

私先程言いましたけれども、教育委員をやっていた時に平成28年度辺りからこの二間口確保のためにという事で協議したんですよね。で、近隣町というか渡島全体だったかな出生数を出して10年後じゃあどれ位の高校生がこの渡島にいるんだろうということを出した所、人数はちょっと把握はしてないんですけど、激減するのが明白だったんです。それで平成30年から全国募集をかけたという経緯があります。

2段目に全国からの入学生の居住施設として新たな学生寮の必要性ということが書いてあります。これも28年度の時に並行して協議しているんですよね。それで今年入学生が40人、一間口の規模になってしまったということで、どうもこうあたふたして慌てて急ピッチでなんか寮の整備というような形に見受けられるんですよね。その辺りどういう見解なのか町長にお知らせ願います。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

以前から将来的には人口減少の中で、二間口維持できるのかという課題はずっとありました。自分が就任してからも選ばれる学校づくりということで、随分魅力のアップということでいろいろ委員会とも検討してきた経緯あります。それは野球部に限らず吹奏楽又はいろいろな陸上関係、またはパフォーマンス書道ということで、いろいろ見せ方あるだろうという当然学校ですから教育の部分もあります。教育の部分はしっかりした対応を組んで頂いているだろうとその結果の中で四大に進学する生徒達も多くなってきているという現状ありますので、あと選ばれる学校を見せられるかという事なんだろうと思います。それでずっと歴代教

育長、本間教育長をはじめ、堂下教育長の中で思いは共有されていると認識しています。その中でなかなか成果を出せなかったというのは1つの反省点というよりも、なかなか結果を生みだせなかったっていうのは自分の中でも忸怩たる思いはずっと積もっていったという、その中でどうするか、それでいよいよ二間口は出来たよという中で以前から全国募集はやっていたんですけど、専門的なコンサル入れながら今回のようなみらい留学を支援したということは無かったんですけども、それで議会と二間口を今後維持するべきなのかという議論もさせて頂いて、大方議会の中から二間口維持するべきだろうということの結果になったと受け止めています。その中でじゃあどうするかという事の1つにみらい留学を生徒がぼっと沸いて希望者が出た場合、受け入れ態勢どうするかという事で以前からあるような女子寮という話もあったんだろうと思ってます。その中で今回は全体ですから、男女の性別もありませんので、とにかく高校生を受け入れるひとつの寮っていうのを確保するべきだろうということで、今までちょっといろんな別の角度で動いた経過があります。そうした中で今年度をもって閉校する涌元小学校の使い方ということで、以前から第一体育館の課題もあったのでそれをどうするか、単独でやるかという話もあって、又は閉校した時に体育館を利用して活用するかというお話も頂いていたし、以前教育委員会の中からも、学校全体が使えるようになったら寮というのも一つの検討材料だということと、それは聞いてたんですけども、あと職員の方からそこを活かせるのであれば寮の活用はどうなんだろうという提言を頂いて、更にじゃあ検討してみようかという流れの中で、一つの案として今現在高校生が使っている男子寮が涌元に行くことによって、以前の寮を一般公募の中での使用に出来るのかなという、そういう思い。ただこれは全国公募した結果というのは分かりません。まだ募集段階ですのでどれだけ希望してもらえるか、来てもらえるかというのはこれからの結果見なければ分かりませんが、ただ四町というか北海道内の中でも寮があるのであれば、野球部の所属以外もですね、入れるということであれば、また希望者も増えるだろうという希望ですけども、そういう事にも繋がれば、今後ますます一般教育、学校という教育の1つの魅力と更なる部活の魅力も併せながら、どんどんどんどん来てくれればという、そういう環境の整備をしたということ今回確かに金額的には6億円という重たい部分はありますけれども、二間口プラスアルファ地域の活性化も当然ありますので、そういうトータルの中で今回はもし許せるのであれば決断をさせて頂きたいという提案でございます。

#### ◎ 議 長 (谷口康之)

6番、山田君。

#### ◎ 6 番 (山田顕人)

私も是非とも涌小の跡地利用ということで、寮にできれば良いのかなというのは、もう多分2年くらい前から思っていたことなんですけれども、ただ一間口、1学級2クラスを確保するために先程も町長言われましたけれども、当時女子寮を建てるというのが恐らく平成30年全国募集かけてから、その辺りで出していこうという考えでは前の町長はあったと思うんですけども、その経緯からいくと、もう5年程遅れていると思うんですけども、実際のところ。その当時からも先程も言ったようにこの地域で言うと高校生が減少すると、やはり全国から呼ばなきゃならないよね。その時にやっぱり女子寮も必要だよ、その当時男子寮はあったから、今もあるんですけども、女子寮も必要だよということ女子寮建てましょうという話まで言ったんだけど、町長変わってしまったからそれが成しえなかったと。それ



からすると5年程遅れているので、その辺りの町長の見解といたしましょうか、その辺りお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

遅れているという認識はございません。当然自分が出る時に新たな女子寮は建てませんという公約をしてなってます。そういう意味で今回、今の建物を利用して寮という考え方は一緒じゃないかという言われ方はするかもしれませんが、今後の財政的なものを考えた時に果たして女子寮という形で建て、全国公募をかけてそれだけでいいのかという問題ありましたので、それは今も同じ考えです。それで以前から議会にも提案しているようなこの前の提案ですね、その施設を活用しながらどうなるのか、ただそこを受け入れた場合10人というマックスが固まってしまいます。そうなれば1学年約3名ということで規模的にも小さくなるだろうと、そのあとでたまたまこうした話の中で急展開したというのは、町がありませんけれども、そうすることによって今ある青少年交流センターをうまく活用すればマックス32名まで受け入れることが可能だという事になりますので、より幅が広がるというか、そういう意味での受け入れ体制っていうのは、議会からも当時言われたように鶏が先か卵が先かという話もありましたけれども、決して5年遅れたというよりもタイミング的に今そういう施設を活用しなければ、また負の遺産になりかねないという、中の川小学校もたまたまあすなろという法人に買い上げて頂いたという結果がありますので、何とか体力を維持し続けている経済効果もあるという位置づけになりますけれども、ただそれが使われなかったらどうするんだという重い負担が全町民に広がるんだろう。それで内部でもサテライトオフィスだとか郷土資料館の移転だとか、あとは今洋上風力の人材育成ということで、その施設の提供で果たしてやり切れるのかといういろんな案が出たんですけども、その中より今それをとるよりも、今3つの課題を解決するよりもそうした寮の移転によって高校を一つ子ども達がやっぱり地域にいる、根差している、活動もあるということになれば町の当然宝になるわけですから、いろんな意味で今回祭典ありましたけれども、ねぶたの祭典もありますし、それによって我々元気をもらおうという、いろんな経済効果というのはあるんだと思いますので、そういう意味で全会一致して高校は二間口維持しましょうというところに来たわけですから、その責任を今回は果たす、そんな時期になったのかなと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

町長答弁長い。二間口維持するためには何をすればというところもあるんでしょうけども、何で維持しなきゃならないのというところは、やはり今学力が向上してきていて進学率が上がってきている。それが一間口になってしまうと先生が半分になってしまうので、変な話一間口になってしまうとなかなか選ばれる高校にならなくなってしまうということだと思えます。

町長は最初の選挙の時に公約でドーム反対、女子寮反対ということで当選されたので、そのあとなかなか町民の意思だったものですから、なかなか言えなかったんですけども、確か当時9番議員さんが一般質問で女子寮どうなんだということでやられたと思うんですけども、

それでもやはり考えられなかったということだと思えるんですけども、ただやっぱり遅れてったというのがあるのかもしれない、私は遅れたんだろうと思っているんですけども、町長は認識はないという話だったんですけど、どうもこう今年の春にそれこそ40人になりました。それで、来年また40人だったら先生減らされてしまう。一間口の規模になってしまうという形になってしまうので、きっとそこで何かあたふたしちゃったのかなっていうふうには、思っただけなんですよね、今の流れで行くと。この後来年度末までにきっと総合計画なんかも多分やると思うんですけども。その辺りを見るとやっぱり長期で計画を立てていかないと、そこ目星付いていかないんだろうな。だから行き当たりばったりそうになってしまうような流れにならないように、総合計画もやはり10年、10年、そういう区切りで作っていただいとかなんかと思えるんですけども、その辺り今後とも、行き当たりばったりというのもちよと言葉悪いですけども、そういうような形にならないように、やっていただいとかなんかというふうに思うので、よろしくお願ひしますというしかないんですけども、もし答弁ありましたらよろしくお願ひします。

◎ 議 長 (谷口康之)

教育長。

◎ 教 育 長 (堂下則昭)

お答えさせていただきます。近隣の子ども達も含め、どんどんどんどん中学校を卒業する生徒が減ってくるっていうのは、自覚しておりました。そして、今年の1月の願書を見てギリギリかなというような所にたちました。結果41人ではなくて、40人となった。その時にやはりある程度の下地を作ってそれから募集を始めたのでは、間に合わないというふうに判断させていただきました。ですから、そういう意味ではバタバタ感が否めませんでした。ただ1年遅れる毎にもう1年、もう1年というふうにどうしても募集にかかる時間が1年毎になってしまうものですから、そういう意味で議員の方達にお願ひさせて頂いて今のような形になっています。

以前の話ではなくて、これからの話をさせて頂ければ、そういう意味でなんとか来年、再来年をこの形でしのぎたい。野球部の目指してくる子っていうのが各学年に20名おります。その子ども達にとってみると、この寮と練習場所というのは非常に魅力になると思います。ただ知内高校の魅力は野球部に限ったことではなく、二間口あることによって学校生活を楽しめる、或いは部活動も全道大会、或いは陸上部で全国大会にも行ったりしています。吹奏楽も今頑張っています。そういう中で野球部も魅力の1つだけでも、これから先も魅力をどんどん出して知内中学校を卒業する子ども達の選択肢にこれから先もずっとなるような形で頑張っていきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

それでは、審議中ではありますが、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

よろしくお願ひ致します。

( 休憩 午後 0時02分 )

( 再開 午後 1時00分 )

◎ 議 長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開します。

10款教育費、質疑ございませんか。

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

9番、木村です。議案書の41ページ、青少年交流センター環境整備事業。先程も質問であつたけども、今女子寮を整備するのに町長の話ではセキュリティは万全対策でいって言うているけども、その辺とプライバシーの保護の観点と俺はせめぎ合いだと思うんだけど、例えばプライバシーを守るためにあまり監視体制をとれば、これもまた懸念される可能性もあるし、セキュリティをきちんとすれば後でいろんな事象が起きた場合には、今度責任問題が発展するし、その辺はどこまで何か考えあつたら。

◎ 議 長（谷口康之）

答弁教育長お願い致します。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

お答え致します。現在の青少年交流センターは先程説明しましたように、地域みらい留学の子ども達、男子も女子も入るような形でもって考えています。そこでセキュリティっていうのは、例えば2階から3階に行けないように例えばカードでもって女子しか行けないような形でもってやる、そのことでプライバシーを守れるんです。プライバシーを守るためにセキュリティを入れるということです。或いは2階、3階じゃなくて真ん中から分けるということも可能です。そこまでまだ決めていませんけども、上り口を男女別にして女子の方は男子が入れないような形をとる、そのセキュリティでもってプライバシーをしっかりととっていくというようなことを考えています。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

言ってることは理解できるんだけども、防犯カメラまでって考えてないの。例えば廊下にそういう監視体制を設置するとか、女子しか行けないって言ったって、いろいろなセキュリティのカードはあるども、一緒に2人で入ったら入ってしまう。その辺はどこまでやるのかっていう確認。

◎ 議 長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。実は今の青少年交流センターなんですが、2階にしか女子のトイレがないんです。3階が男子しかないの、今の想定では2階の廊下部分の真ん中に今ドア付きの壁を付けまして、右左男女で分けようかなと思っています。議員ご心配の通り、カメラを付けることによってセキュリティの強化にもなるんですけども、確かに個人のプライバシーの侵害にもなる可能性はございますが、個人のプライバシーに関しましては、外に出さないという事をお約束致しまして、セキュリティ確保のためにカメラは付けたいなと思っていますし、まず1階の出入口なんですけども、管理人室の前に2、3階に上っていくドアがあります。そこをまず女子の出入口にしましてカードキーを持たせて、そこにも勿論カメラを付け

ましてカードで開けて女子は入っていくと、ただ議員仰る通り男の子が後ろにいましてね、カードやって一緒に上がっていくことは可能ですので、それを監視するためにやはりカメラは必要なかなと思っております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村君。

◎ 9 番（木村 一）

私もそう思います。大変明快な答弁の回答を頂きました。是非ともいろんな事象が生じないような形をとって頂きたい。あとからまた責任問題も発展しないような形をとっていただければと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

教育費、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、13款職員等給与費についてです。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

他に歳出質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、歳出の質疑を終わります。  
続いて歳入一括質疑を行います。

10款から21款、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、歳入の質疑を終わります。  
次に地方債の補正について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第10、議案第2号、『令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案第2号、令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,675万2千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、議案48ページをご覧ください。7款1項1目基金積立金に636万1千円を追加し、637万7千円とするものです。24節積立金で、令和5年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものです。

次に49ページです。9款諸支出金、1項3目償還金に20万7千円を追加し、50万7千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に、国庫補助金の額の確定に伴い、返還金として追加するものです。

次に歳入です。47ページにお戻り下さい。6款1項1目繰越金に656万8千円を追加し、656万9千円とするものです。1節繰越金に、令和5年度決算に伴う繰越額を追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第3号 令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第11、議案第3号、『令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案第3号、令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,380万9千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、議案54ページをご覧ください。3款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金に150万7千円を追加し、150万8千円とするものです。27節繰出金で、令和5年度決算に伴い一般会計へ繰り出しする額を追加するものです。

次に歳入です。53ページをご覧ください。4款1項1目繰越金に150万7千円を追加し、150万8千円とするものです。1節繰越金に、令和5年度決算に伴う繰越分を追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第4号 令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第12、議案第4号、『令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案第4号、令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和6年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,688万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,205万1千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、議案60ページをご覧ください。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に3,340万6千円を追加し、3,340万7千円とするものです。22節償還金利子及び割引料で、令和5年度事業実績による額の確定に伴い返還分として追加するものです。

次に61ページです。2項繰出金、1目一般会計繰出金に347万9千円を追加し、348万円とするものです。27節繰出金で、令和5年度実績に伴い一般会計へ繰り出しする額を追加するものです。

次に歳入です。58ページにお戻り下さい。7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金に1,954万7千円を追加し、2,735万8千円とするものです。1節介護保険事業基金繰入金に令和5年度実績に伴う額の確定により追加するものです。

次に59ページです。8款1項1目繰越金に1,733万8千円を追加し、1,733万9千円とするものです。1節繰越金に、令和5年度介護保険特別会計決算に伴う繰越金を追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第5号 令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）について

#### ◎ 議長（谷口康之）

次に日程第13、議案第5号、『令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）につい

て』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

続きまして、水道事業会計の補正予算についてご説明させていただきます。62ページをご覧ください。

議案第5号、令和6年度知内町水産事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、総則、令和6年度知内町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出です。令和6年度知内町水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収益的収入です。1款水道事業収益、2項営業外収益を1,200万円減額し、1億3,163万4千円とするものです。収益的支出です。1款水道事業費用、1項営業費用を790万円減額し、1億6,006万8千円とするものです。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

令和6年度知内町水道事業会計予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を、次のとおり補正する。

項目（1）職員給与費、予定額1,897万2千円とする。

続きまして、63ページをお開き願います。令和6年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書になります。収益的収入、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目1節他会計補助金を1,200万円減額するもので、これは人工衛星を活用した漏水調査に関する費用で、今年度総務省に申請をしておりました過疎地域持続的発展支援事業が不採択となってしまったための減額となります。尚、人工衛星を活用した漏水調査に関しましては、来年度も何らかの交付金や補助事業に申請をしていく予定であります。

次に収益的支出です。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費を845万円減額するもので、1節給料で人事異動により人件費に不足が見込まれることから、5万円の追加。7節委託料で先程ご説明致しました人工衛星を活用した漏水調査に関して、総務省の支援事業不採択による1千万円の減額。8節修繕費に今後予算不足が見込まれることから、配水管等修繕費として150万円追加するものです。また、3目総係費、1節給料につきましても先程と同様人件費に不足が見込まれることから55万円追加するものです。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

6番、山田君。

◎ 6番（山田顕人）

今、ご説明あった補助事業が不採択になったということで、どういう理由で不採択になったのかお知らせ願います。

◎ 議長（谷口康之）



建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。先程申しました総務省でやっております、過疎地域持続的発展支援事業ですが、令和5年度予算額で全国で2億5,400万円程、予算額見ております。その中で内容と致しましては、過疎地域におきましてデジタル関係に特化したものを皆さんあげているようでして、私共もそれを見て大丈夫かなと思って出さして頂いたんですけども、正直理由は分からないんですけども、補助の内容と致しましては2千万円全額頂けるということで大変有利な事業でしたので、手上げをさせて頂きました。理由は、ちょっと私分かりません。

◎ 議長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6番（山田顕人）

結局、理由は分からずで不採択になったということなんですけども、前もって何かこう採用にされそうな感じは有ったのか、無かったのかその辺のニュアンスはどうだったのかと思うんですけども。

◎ 議長（谷口康之）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。今建設課長から説明ありましたが、昨年もこの事業あってですね、総務省の事業あって、若干申し込み件数が少なくて国費が少し余っているような事業だっているのは把握してはいるんですけど、今回の衛生調査に関しては制度上はのっかっているんですけども、恐らく今年全国の募集が非常に集まって予算枠が足りずに、何かしらの順位付けがされて、残念ながら今回は不採択になったのかなという理解をしています。

◎ 議長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6番（山田顕人）

要は当てが外れてしまったという形になったんだろうけども、今後もそういうところ見通しながら予算組んでいかないと、なかなか持ち出しになるお金が増えていけば困るので、その辺うまくやって頂ければと思います。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第6号 知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第14、議案第6号、『知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案第6号、知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例につきましては、説明資料で説明しますので、説明資料の5ページをご覧ください。

改正の理由です。令和5年6月9日に公布された行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の一部を改正する法律により、マイナンバーカードと健康保険証を一体化して被保険者証を廃止することとなり、それに伴って改正された国民健康保険法が令和6年12月2日執行されることから、国民健康保険条例の一部を改正するものです。改正の内容です。従来の被保険者証の廃止に伴い、国民健康保険法に規定のある、被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除されたため、被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について改正するものです。

施行期日です。この条例は、令和6年12月2日から施行します。

経過措置です。この条例の施行の日前にした行為及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行に日以降にした行為に対する罰則の適応については、なお従前の例によるものとします。

尚、議案に新旧対照表を載せておりますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、木村君。

◎ 9番（木村 一）

これ今説明資料の所見たども、2番の改正の内容、被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分ってどういう罰則がくるのか、罰則を改正してまた罰則がくるのか、ちょっとその辺私の頭では理解できないので。

◎ 議長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。議案書の64ページの新旧対照表をご覧ください。

そちらに第13条の過料について記載されているんですが、返還を求めてこれに応じない場合において、その者に対し、現行では2万円以下の過料に科するとされていますが、改正後は10万円以下の過料に科せることになります。

◎ 議長（谷口康之）

9番、木村君。

◎ 9番（木村 一）

2万円以下の過料ということは、以下だから1円から2万円までの間だな、という意味合いでとってもいいんだべども、簡単に5円だとか10円だとかっていう話にはなんねえべども、なんかその辺も解釈しようによっては、以下だから向こうで決められた例えば過料の金額を指定されたら、それに従って払えという話なんだべな、きっと。

◎ 議長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。これはですね、罰則に応じない期間ですとか、そういうものに応じて金額が決められていると把握しています。

◎ 議長（谷口康之）

9番、木村君。

◎ 9番（木村 一）

今マイナンバーカード、法改正によって保険証から免許証からっていうそういう話もあるども、誰が首相になるかわかぬども、そのなる首相によってはまだマイナンバーカードの交付は延期になるんでわないかという話もあるんですけども、その辺の見解は、自治体の職員に求めてもちょっと酷なところがあるんですけども。お願いします。

◎ 議長（谷口康之）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

私から説明しますが、まずその辺は今の時点では、12月の2日から施行するというものですから、動きますよということです。ですから今言われているような報道されていますけれども、それはちょっとまだ今の現段階では把握出来ていないという状況です。

それから先程2万円から今度10万円になるって話ですけども、これまでは被保険者の保険証の返還を求められてこれに応じない場合はということだったんですけども、それが削除されちゃって今度は届け出をしなかった場合、国保の届け出をしなかった場合、それから虚偽の届け出をした場合ということで、この2つに絞られるという事になって10万円ということになったということでご理解してもらいたいと思います。

◎ 議長（谷口康之）

よろしいですか。

◎ 9番（木村 一）

はい。

◎ 議長（谷口康之）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

これは国の制度で、それに準じた町の条例だというふうには思っていますが、実際問題12月2日で、健康保険証が使われなくなるのかどうか、そのことが1つと、それから今返還をしない場合の罰則が出されたんですけども、本当にマイナンバーカードを持っていない人が、12月2日以降にどうしたものかと、路頭に迷うようなことはあってはならないというふうに思うんですが、その点町としてはどういうふうに考えておられますか。

◎ 議長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。12月2日からは保険証を使えないということではなくて12月2日から保険証の発行ですとか、再交付をしないという事です。ただこれは国民健康保険と、後期高齢者医療に限ってですので、その保険証の種類によってこの使用できる期間っていうのが変わってきます。国民健康保険に関しましては、令和7年7月31日までが使える期間となっています。2つ目のマイナ保険証に登録していない方には、資格確認証という物を発行することになっています。これまでの保険証と同じサイズですので、こちらの利用に関しましては、いつまでっていう期間はまだ提示されていなくて当面の間という事になっています。ただですね、このマイナ保険証なんですけどマイナンバーカードをただ持っていれば利用できるっていう物ではなくて、マイナンバーカードの方に保険証の登録をしないと病院では使えないことになっています。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

今、国民健康保険は令和7年の7月31日、そこから資格証に変えることができるという事なんですけど、後期高齢者の方は同じですか。はい、分かりました。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第15、議案第7号、『北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について』を

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案第7号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更する。この度の規約の変更につきましては、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることから、北海道後期高齢者医療広域連合規約を改正するものであり、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を要するものです。

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日市町村第1969号指令）の一部を次のように改める。広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律及び同法に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附則としてこの規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第8号 サンナス橋架替工事請負契約の変更について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第16、議案第8号、『サンナス橋架替工事請負契約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

議案66ページをお開き下さい。議案第8号、サンナス橋架替工事請負契約の変更について。令和6年第5回知内町議会臨時会において、第2号議案として議決を経た工事請負契約（サンナス橋架替工事）の一部について、次のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記1、契約の目的、サンナス橋架替工事。2、契約金額、旧、金1億98万円（内消費税、918万円）、新、金9,758万1千円（内消費税、887万1千円）。3、理由、設計変更に伴い、契約額を変更する必要があるためであります。詳細につきましては、説明資料でご説明致しますので、説明資料15ページをお開き願います。

1の工事名から3の工期及び5の契約相手には変更がございません。4の契約額につきましては、先程ご説明した通りでございます。6の変更理由ですが、旧橋撤去について、当初設計より撤去作業日数を短縮できる工法への変更をするためであり、当初設計におきましては、橋の下部前面に吊り足場を設置し、クレーン車で橋を吊りながらワイヤーソーという切断する機械を持って6分割にしたのちに、作業ヤードの運搬をして破碎する方法でありました。そのところ施行者の方から提案がございまして、川の流れを阻害しないよう河道に崩壊ブロックを並べ、その上に敷き鉄板養生をして現地で直接破碎をするといった内容であり、作業日数も当初の20日間から5日と大幅に短縮することができ、且つ費用につきましても、クレーン車やワイヤーソーのリース費なども減額できることから、設計変更することと致しました。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第9号 新たに生じた土地の確認について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第17、議案第9号、『新たに生じた土地の確認について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長（南 一貴） s

議案の67ページ目をご覧ください。

議案第9号、新たに生じた土地の確認について。地方自治法第9条の5第1項の規定により、当町の区域内に生じた次の土地を確認する。

記1、土地の所在、上磯郡知内町字中ノ川361番地先の公有水面埋立地。2、土地の面積、16.52平方メートルでございます。

説明資料の11ページをご覧ください。11ページのですね、説明資料につきましては、こちら図面等載せております。こちら令和5年度に道営事業で、中の川漁港の水産生産基盤整備工事ということで天蓋施設の工事を行いました。その際に岸壁をですね、一部埋立となった場所がありましてその場所が新たに生じた土地となります。

この新たに生じた土地により、町の面積が増えることになりまして、今後ですね、事務手続きを経て成立することになります。

以上で議案第9号の説明を終わります。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第10号 字の区域の変更について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第18、議案第10号、『字の区域の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長（南 一貴）

議案第10号、字の区域の変更について。地方自治法第260条第1項の規定により、新たに生じた土地の確認に伴い、次のとおり字の区域を変更する。こちらにつきましては、先程ですね提案させて頂きました議案第9号に関連しまして、変更する字の区域が変更となります。内容については申し上げますが、字の区域でございますが、上磯郡知内町字中ノ川361番地先の公有水面埋立地、16.52平方メートルでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第19、報告第1号、『財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について』を議題とします。

報告内容についての説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案書の75ページをお開き願います。

報告第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づき算定したそれぞれの比率について監査委員の審査意見を付して別紙のとおり報告する。

次のページをです。財政健全化判断比率の内、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては一般会計、特別会計とも黒字決算となっている為、比率の記載はありません。実質公債比率は8.3%となっており、昨年度の9.1%に比べ0.8%の減となっております。また、将来負担比率については充当可能財源等が将来負担額を上回っている為、比率の記載はありません。次に資金不足比率ですが、各特別会計とも不足比率の記載はありません。

尚、77ページからは監査委員の審査意見書を添付していますので、ご参照願います。以上で報告を終わります。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりました。

報告の案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）



質疑がないようでありますので、報告第1号は、これで終わります。

---

● 報告第2号 株式会社スリーエスの業務報告について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第20、報告第2号、『株式会社スリーエスの業務報告について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案書の79ページをお開き願います。

報告第2号、株式会社スリーエスの業務報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社スリーエスの令和5年度収支決算に関して、別紙のとおり報告する。

次のページ以降に、決算報告書を添付しています。掻い摘まんでご説明致します。

損益計算書中で、ご説明しますので82ページをお開き願います。純売上高については、業務委託売上高が1億2,801万円、商品売上高が2,567万円、宿泊等売上が3,246万円、これに販売手数料を加えた合計で1億8,697万円となっています。一方、売上原価は3,753万円となり、差引の売上総利益は1億4,944万円となっています。更に販売費及び一般管理費は1億4,357万円で、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差引いた経常利益は622万円となり、昨年度の経常利益742万円に対し黒字幅は増額しています。また、記載はしておりませんが、物産館を含めた本部利益が329万円、青少年交流センターが370万円の黒字、警備業が77万円の赤字となっています。

報告は以上です。よろしく願います。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりました。

報告案件であります、質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第2号は、これで終わります。

---

● 報告第3号 令和5年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第21、報告第3号、『令和5年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

教育長。

## ◎ 教育長（堂下則昭）

報告第3号、令和5年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和5年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、別紙のとおり報告致します。

89ページから、91ページにかけましては、教育委員会議の開催状況について、まとめてございます。令和5年度は、第1回における議案第1号、知内町学校教育・社会教育・社会体育の推進についての審議をはじめ、第2回における議案第1号、知内町教育費無償化事業助成金交付要綱の制定について。及び第12回における議案第1号、知内町教育支援委員会の協議の結果について。同じく議案第2号、知内中学校拠点校部活動要綱の制定について等多くの議件に取り組んで参りました。また、中学校の部活動、地域移行における西部四町での合同の取り組みについても、回数を重ねて参りました。

続きまして、92ページから93ページをご覧下さい。

教育委員会が委嘱している委員会、設置した協議会等についてまとめてございます。1点について説明申し上げます。

93ページ、下から2番目、英語教育推進協議会であります。この協議会は、本町の英語教育の充実発展を目指し、小・中・高が協同して研究活動にあたっております。認定こども園での英語活動や小学校での英語専科教員による教科担任制、中学校の英語教員による小学校への乗り入れ授業等、C a n d oリストを活用しながら様々な取組みを行っております。

続きまして、94ページから96ページまでにかけては、学校教育・社会教育・社会体育の推進ポイントをまとめたリーフレットでございます。

昨年度の執行方針の柱であります、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜く、生きる力の育成と心身ともに健康で充実した生涯学習の推進を受けてそれぞれキャッチフレーズを掲げて各施策に取り組んで参りました。97ページには、重点推進事業の評価を総括として3つの領域にわたる51の基本施策について評価を一欄表にしてございます。その内何点かのみ説明申し上げます。それぞれの評価シートの上部の番号をご注目下さい。

まず学校教育につきまして、98ページ上段、シート番号1番、基本施策、学校、園の特色ある教育活動を基にした連続性、共通性のある開かれた教育課程の編成と実施につきましては、認定こども園と小学校の円滑な接続が行われるとともに、園と小・中・高の一貫性のある英語教育が実践されておりますことから、総合評価をAとしました。

続いて、100ページ上段、シート番号5番、基本施策、障がいの状態や有無にかかわらず、全ての子どもたちに個々の実態に応じて連続性のある多様な学びの場を提供するにつきましては、すべての園、学校に合理的配慮協力員が定期的に訪問しており、個別の指導計画、支援計画が適切に作成され、職員、校種間の連携や引継が効果的に実践されておりますことから、総合評価をAとしました。

続いて、106ページ下段、シート番号18、基本施策、『ふるさと「知内」に学び、豊かな心と未来の担い手としての資質を育むふるさと学習の体系化を図る』につきましては、地域学校協働本部、町、教育委員会、郷土資料館等と連携した教材発掘の推進や、社会教育活動への積極的な参加が実践されておりますことから、総合評価をAとしました。

次に社会教育について報告致します。114ページをお開き下さい。114ページ上段、シート番号32番、高齢者教育、みらい大学活動支援ではさまざまな講話や講習等を通して、

高齢者同士の交流機会を提供し、生きがいのある生活を支援することができましたことから、総合評価をAとしました。

続いて116ページ上段、シート番号35番、郷土資料館活動の充実と同じく下段シート番号36番、文化財の適切な保存・活用に関しましては、来館者や講座受講者のニーズにあった企画や展示方法、積極的な広報活動の工夫や魅力の発信等が広く町民に伝わりにくかったことから、総合評価をBとしました。

以上、概要について申し上げました。お手元の報告書をもって令和5年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検、評価の報告とさせていただきます。

今後ともご指導頂きますようよろしくお願い申し上げます。

令和6年9月25日提出。知内町教育委員会教育長、堂下則昭。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。

報告案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

教育行政評価シートの104ページですね。学校教育の充実ということで、すべての人が認め合い、理解し合える共生社会の実現を目指すということが書いてあって、いじめ防止等きめ細やかな生徒指導の日常的・計画的な推進を図るということで、今ちょっとお聞きしたいのが不登校の子って小・中いるのかいないのか、その辺りお聞きします。

◎ 議 長（谷口康之）

教育長。

◎ 教 育 長（堂下則昭）

お答え致します。不登校の子につきましては、小学校では不登校気味の生徒が若干名おります。中学校では年間30日以上を欠席する子どもを不登校というような数として数えますので、不登校の数はいます。それらの子ども達、児童、生徒につきましては、小学校ではフリールームというところで子ども達が別枠で登校した時には、勉強したりするような家庭でそこで担当教員もついて出来るだけ学校に来れるように、そして不登校の子どもが1番難しいのは、授業がおくれるということで余計に教室に入りにくくなる。いじめとかというよりは、そちらの方が多というふうに認識しております。ですから、そういう事が無いような形でもって授業を受けさせてあげる。それから中学校におきましては、不登校の生徒はいるんですけども、月に数回ですとかできれば週に数回ですか、来れるような形でもって担当の教員が家庭といろいろ連携をとりまして、但しこれは無理やり登校させるというのは非常に良くない状況を作ってしまう事になりますので、来れる時に来れば良い、学校だけがすべてではないというような認識の中で友達待ってるよ、或いは学校も楽しいことあるよと言いながら、中には教室に入ってこれる者、別室で授業を受ける者、或いは玄関先で顔を見て帰る者、それぞれ子ども達1人1人の支援の仕方を変えながら、学校に来やすい雰囲気を作るというようなことを現在やっております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

今、不登校の子が何人かいるということではありますけれども、今の解釈でいけば、本人の少し問題があって他者からのいじめがあるというわけではないと捉えてよろしいでしょうか。

◎ 議 長 (谷口康之)

教育長。

◎ 教 育 長 (堂下則昭)

毎年二度いじめ調査をしております。それでいじめにあったということはそういうふうを感じるかどうかのものですから、いじめを感じたことに対しては、その後で学校で教員側がいろいろと指導をしたり調査をしたりして、その後いじめが無いような形を作ったり、或いはそれが長引くようであれば指導しますけれども、今そういうような大きないじめの継続ということは、学校でも認識しておりません。あとそういうことの嫌がらせではないんですけども、嫌なことがあったという事がきっかけになって学校に来られなくなる生徒も中にはいます。そういうような子ども達には先程話したような、学校に少しでも来られるような状況を作って生徒の学習を遅らせないような形を作っています。以上です。

◎ 6 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでありますので、報告第3号は、これで終わります。

- 
- 認定第1号 令和5年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第2号 令和5年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第3号 令和5年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第4号 令和5年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第5号 令和5年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
  - 認定第6号 令和5年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第22、認定第1号から、日程第27、認定第6号までの6議案は、いずれも決算認定議案でありますので、一括議題と致します。

本件については、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた議員全員による各会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与し、これに付託の上、審査することにしたいが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員を除く議員全員による各会計決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に令和5年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告致します。

委員長に山田顕人君、副委員長に笠松悦子君が選任されました。

これで報告を終わります。

お諮りします。委員会審査のため、9月26日から9月27日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、9月26日から9月27日まで休会することに決定しました。

---

## ● 散会宣言

### ◎ 議長(谷口康之)

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本日の会議は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会致します。

( 散会 午後2時00分 )